

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.10  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## 感染拡大防止等支援事業 幅広く対

11月25日、日本医師会の松本吉郎常任理事は、感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例として下記のことを挙げました(医科・歯科問わず)。

県の担当者に確認したところ、感染拡大防止に有用だと思われる理由がつくものは補助の対象となりますとの回答を得ています。

### 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>日常業務に要する消耗品費</u>(固定資産に計上しないもの)</li> <li>・<u>日常診療に要する材料費</u>(衛生材料、消毒薬など) ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外</li> <li>・換気のための軽微な改修(修繕費)</li> <li>・<u>水道光熱費、燃料費</u></li> </ul>
役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>電話料、インターネット接続等の通信費</u></li> <li>・医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料</li> <li>・<u>休業補償保険の保険料</u></li> <li>・受付業務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>受付事務や清掃の外部委託費</u>で従前からの契約に係るもの</li> <li>・日常診療に要する<u>検査外注費</u> ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外</li> <li>・既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料</li> <li>・既存の<u>顧問弁護士、顧問税理士等の報酬</u></li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の診療スペースに係る<u>家賃</u></li> <li>・日常診療・日常業務に使う既存の<u>医療機器・事務機器のリース料</u></li> </ul>
(注意) 対象となりうる経費でも、同一の支出について他の補助金と重複して補助は受けられません。特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。	

### 制度のあらまし

- ❖ 上限額は無床診療所 100万円、有床診療所 200万円、病院 200万円+5万円×病床数。
- ❖ 新型コロナウイルス感染症の院内での感染拡大を防ぐための取り組みを行う病院・診療所への補助金。新型コロナウイルス患者の受け入れ対応をしていなくても対象となる。
- ❖ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかった費用を補助。
- ❖ 令和3年4月20日までに領収書等を付けて実績報告の提出が必要になる。

### Q & A

※12月2日 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課確認

Q1 制度の対象となる機材を購入するため12月1日に入金をしました。納品が5月になると言われました。補助金の対象になりますか。

A1 納品が基準になるため、3月31日に納品されていない場合は補助金の対象外です。

Q2 制度の対象となる機材が納品されましたが、領収書が4月20日の実績報告に間に合いません。補助金の対象になりますか。

A2 機材は制度の対象になりますが、実績報告が間に合わない場合は補助金の対象外です。